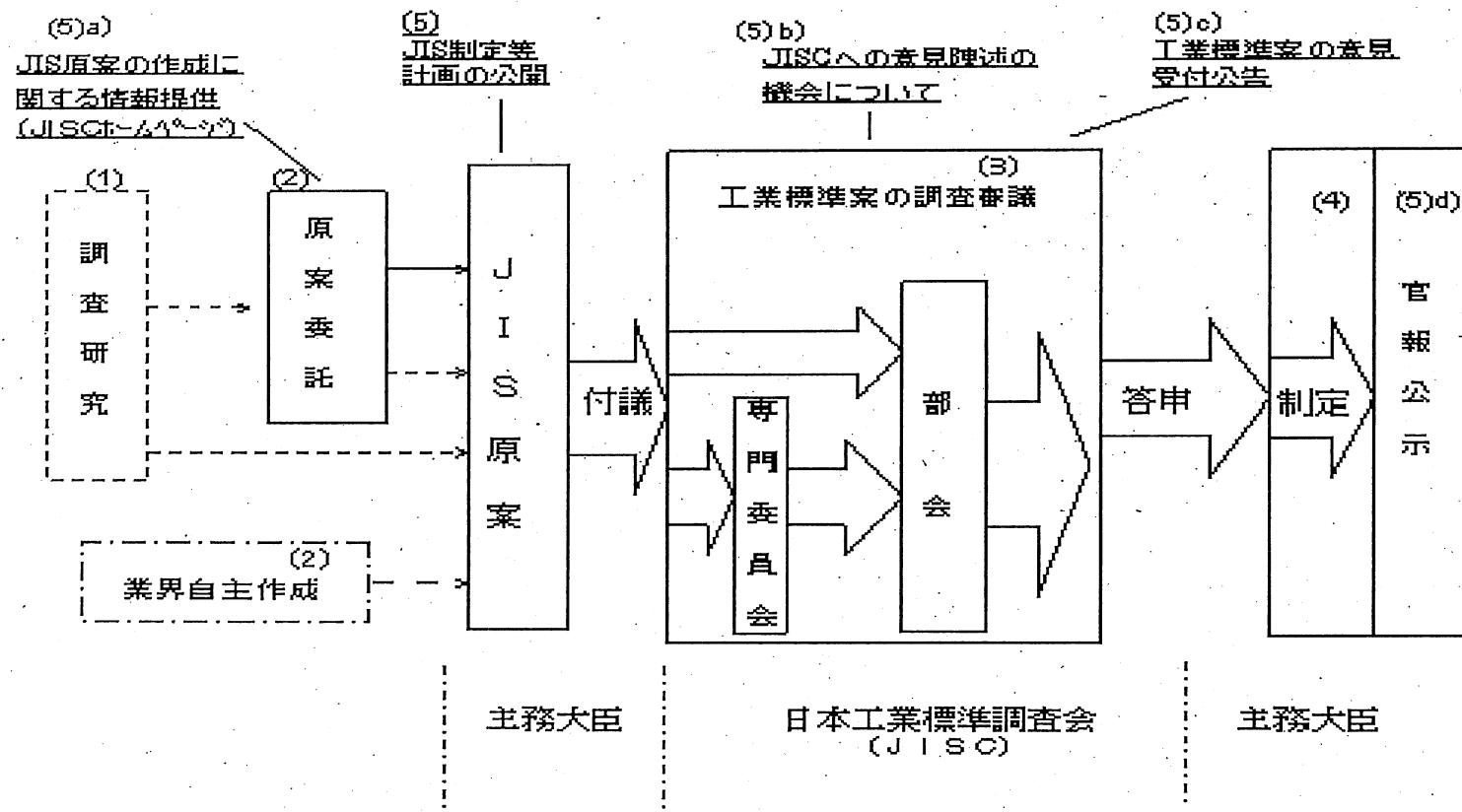
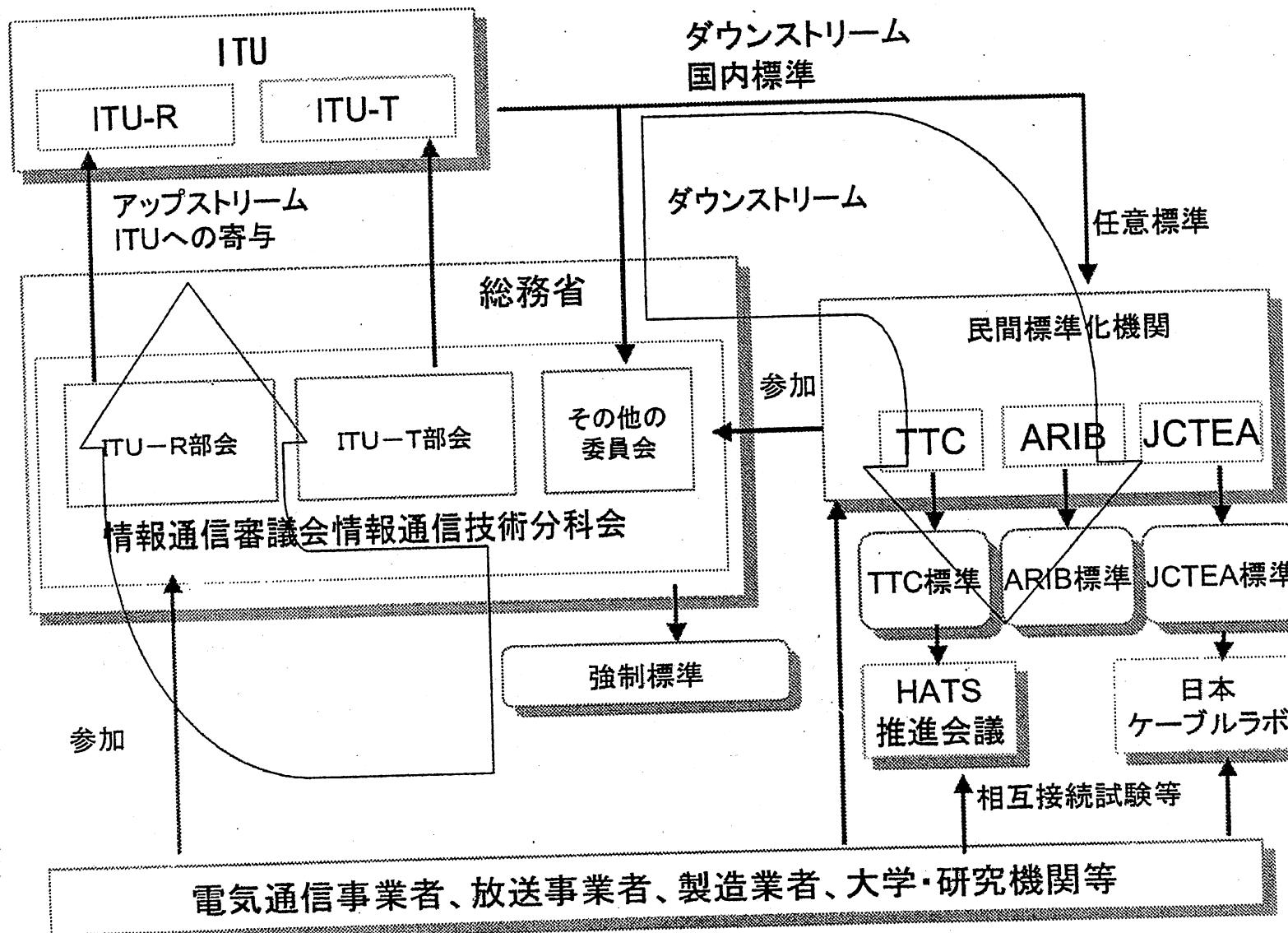


日本工業標準調査会 (Japanese Industrial Standards Committee)  
「J I S 制定のプロセス」<http://www.jisc.go.jp/jis-act/process.html>



情報通信分野 標準化のアップストリーム・ダウンストリーム



日本工業標準調査会会長宛

〇〇〇(株)

代表取締役〇〇〇〇

日本工業規格制定・改正等に関する工業所有権の扱いに係る声明書

下記1. の日本工業規格の制定・改正案に関しては、下記2. の当社保有の工業所有権（特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権）が存在します。当社は、これらの工業所有権の全てについて、下記3. の□中レ印又は■印を記した扱いとすることを表明いたします。

1. 該当する日本工業規格

制定・改正の別	規格番号	規格名称

2. 該当する工業所有権

工業所有権の種類	登録番号	名称／発明者	段階

3. 工業所有権の扱い

- (1) 当社は、上記1. の日本工業規格の使用に当たって、上記2. の当社保有工業所有権に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ無償で通常実施権を許諾するものであることを表明する。但し、当該日本工業規格に関連する他の工業所有権者であって、(1) 又は(2) の条件で自らの工業所有権の実施を許諾しない者に対しては、この限りでない。
- (2) 当社は、上記1. の日本工業規格の使用に当たって、上記2. の当社保有工業所有権に関し、いかなる者に対しても、非差別的かつ妥当な条件（無償の場合を除く。）で通常実施権を許諾するものであることを表明する。但し、当該日本工業規格に関連する他の工業所有権者であって、(1) 又は(2) の条件で自らの工業所有権の実施を許諾しない者に対しては、この限りでない。
- (3) 当社は、上記1. の日本工業規格の使用に当たって、上記2. の当社保有工業所有権に関し、上記(1) 及び(2) のいずれの対応も行う予定がないことを表明する。

本件に関する連絡先 〇〇〇(株) 〇〇〇部〇〇〇課 〇〇〇〇 tel:00-0000-0000 fax:00-0000-0000 e-mail:0000@00.00.00

サーチ機能を備えたデータベース

<http://www.itu.int/ITU-R/study-groups/patents/search/index.asp>

 International Telecommunication Union

Our Sites News Events Publications Site Map About Us Print Version

Home : [ITU-R](#) : [Study-Groups](#) : Patents : Search

Search

Search for Patent Statement and Licensing Declaration Information

**View records by**

Company

Recommendation Number

Patent Number

Country

Received Date  /  /   
 before  after

**or**

**Search database**

Top - Feedback - Contact Us - Copyright © ITU 2005 All Rights Reserved  
Contact for this page : ITU-R Web Coordinator  
Generated : 2005-02-15

## デル事件 (121 F.T.C. 616 (1996)) 同意命令

標準 VESA Local Bus (VL-bus)

標準化機関 Video Electronics Standards Association (VESA)

被審人 Dell Computer Corporation

被審人の標準化機関への関与 メンバー、メンバーとして VL-Bus 規格を承認、

反競争行為の内容

特許付与後に、自社特許によりカバーされる VL-Bus 標準の正式承認投票をし、その際に VESA ポリシーの要求するところにより  
「自己の知る限り本規格案は知的財産権を侵害しない」旨の言明書を提出しておきながら、

VL-Bus 特許が広く普及した後に、その採用者に対して権利行使を行なった。

このことを通じて、コンピュータメーカーをして VL-Bus の採用を遅らせて VL-Bus 標準の普及を妨げ  
(特許問題が解決されるまでコンピュータメーカーが採用を控えたことより)、

同標準を採用したシステムが回避されるようにし、

同標準の普及について不確実な状況を作り出すことを通じて同標準採用および競合標準開発の費用を上昇させ、  
標準化活動への参加意欲を損なった。(FTC Complaint)

背景的事実 VESA は何者かの財産となっている技術を標準に含ませないようにしようという強い嗜好を持っていた(同意命令時のアナウンスメント)

## ラムバス事件 (係属中) (Initial Decision : 添付資料参照)

標準 SDRAM 被審人 Rambus, Inc.

標準化機関 Joint Electronics Devices Engineering Counsel (JEDEC) (当時は Electronic Industries Association (EIA) 下部組織)

被審人の標準化機関への関与 メンバー、メンバーとして SDRAM の標準化活動に参加、のちに脱退。

反競争行為の内容 JEDEC では標準化活動にかかる特許と出願特許を開示する義務をメンバーに課していたところ、ラムバスはこの義務を怠って、  
関連する特許や出願特許について開示せず、かかる特許・出願や特許取得の意向をもっている事実はないかのようにメンバーを誤解させて、  
標準が策定されるようにし、その一方で自社特許が標準採用者に対して行使できるようにするなどした。

このことを通じて SDRAM のロイヤルティを上げ、SDRAM の値段をあげ、SDRAM 技術を使ったメモリを製造するインセンティブを減少させ、  
標準化機関とその活動に害を与えた。(FTC Complaint)

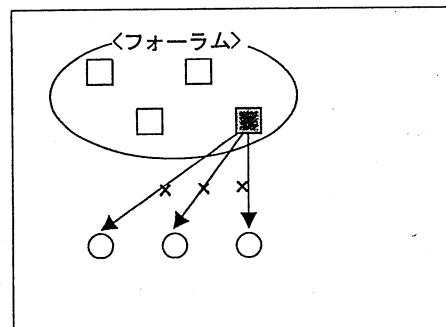
##### ⑤ 隠匿していた特許権等の行使

自己の技術標準を必要とする共同の標準策定作業に参画しながら、その特許等の存在を隠匿し、当該特許を含む技術が、技術標準として確立された後になって特許権等を主張すること（優越的地位の濫用 6 等）

###### (イ) フォーラム内の一権利者によるライセンス拒絶 (B)

技術標準の形成過程は (A) と同様であるが、ライセンス拒絶は単独で行っている場合である。この場合も、技術標準の要素である技術についてライセンスを拒絶された事業者は、(A) と同様技術標準を利用できない。また、フォーラムでの共同作業によって技術標準としての価値が付加された特許等であるという事情も (A) と共通であり、私的独占に関して (A) と (B) の取扱いを異にする理由はないものと考えられる。

したがって、このようなライセンス拒絶によって、拒絶された事業者の事業活動が困難となり、一定の取引分野における競争が実質的に制限される場合は「私的独占」<sup>9</sup>に該当する可能性があり、競争が実質的に制限されない場合であっても「他の取引拒絶」に該当する可能性があると考えられる。

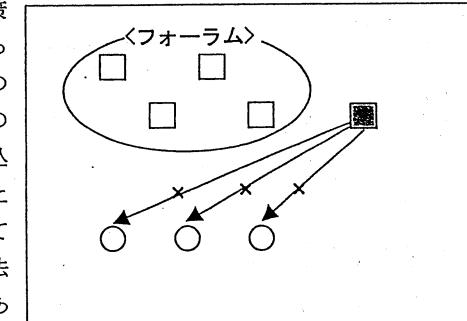


###### (ウ) フォーラム外の権利者によるライセンス拒絶 (C)

このような状況については、標準策定作業への権利者の関与の有無によって、独占禁止法上の評価が異なるものと考えられる。まず、フォーラム外の権利者が、当該特許等が標準に取り込まれることを全く関知していなかった場合や、明確に反対の意思を表明していた場合は、原則として、独占禁止法上違反には当たらないと解すべきであろう。（この場合の技術標準に関する特許等のライセンス拒絶を独占禁止法違反とすると権利者の取引の自由を不当に害するおそれがある。また、このような特許等のライセンス拒絶は、特許権等の権利行使と認められる行為であって、独占禁止法は適用されないと考えられる。）

しかし、フォーラム外の権利者が、自社の特許権等が標準に取り込まれるよう自ら働き掛けを行っていた場合、自社の技術が標準に取り込まれた後それを他者にライセンスするなど、標準に取り込まれることを默示的に認めた場合、あるいは一度フォーラム内で標準化作業に関与した後にフォーラムを脱退した場合などは、(B) と同視できる。また、このような場合には、標準策定作業に関与していなかった場合と異なり、当該事業者も当該特許等について技術標準の構成要素としての利益を得ようとしており、ライセンシー側も、当該特許等に対して技術標準の構成要素として利用できることを信頼することが通常であるから、ライセンスを拒絶する「取引の自由」は制約されるとも考えられる。

したがって、上記のような場合には、技術標準に関する特許等のライセンス拒絶のもたらす競争制限効果によって、「私的独占」<sup>10</sup>又は「他の取引拒絶」に該当する可能性があると考えられる。



(競争者が集まって行う標準化) <http://www.jisc.go.jp/jis-act/drafts-preparation.html> kaisei200409.pdf

医療用具	T7227-1	成人用気管切開チューブ及びコネクタ	日本医用機器工業会	B
医療用具	T7322	医療用高压蒸気滅菌器	日本医用機器工業会	B
医療用具	T7323	医療用酸化エチレンガス滅菌装置	日本医用機器工業会	B
医療用具	T7324	医療用小型高压蒸気滅菌器	日本医用機器工業会	B
環境資源循環	K0311	排ガス中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定	(財)化学物質評価研究機構	B
環境資源循環	K0312	工業用水・工業排水中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法	(財)化学物質評価研究機構	B
電気	C7604	高压水銀ランプ	(社)日本電球工業会	C
電気	C7621	高压ナトリウムランプ	(社)日本電球工業会	C
電気	C7623	メタルハライドランプ	(社)日本電球工業会	C
電気	C8105-3	照明器具一第3部:性能要求事項	(社)日本照明器具工業会	C
電気	C8369	光電式自動点滅器	(社)日本照明器具工業会	C
電気	C9029-2-5	可搬形電動工具の安全性一第2-5部:帯のこ盤の個別要求事項	(社)日本電機工業会	C
電子	C6850	光ファイバケーブル通則	(財)光産業技術振興協会	C
電子	C6851	光ファイバケーブル特性試験方法	(財)光産業技術振興協会	C
適合性評価部会	Q17025	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項	(財)日本規格協会	D
管理システム規格	Q14001	環境マネジメントシステムー仕様及び利用の手引き	(財)日本規格協会	D

事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針 平成七年十月三十日 公正取引委員会

9 情報活動

・・・ 事業者団体の情報活動を通じて、競争関係にある事業者間において、現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容に関して、相互間での予測を可能にするような効果を生ぜしめる場合がある。このような観点から見て、下記9-1に挙げるような情報活動は、違反となるおそれがある。

このような情報活動を通じて構成事業者間に競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、又はこのような情報活動が手段・方法となって競争制限行為が行われていれば、原則として違反となる。 ・・・

9-1 (重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報活動)

○ 構成事業者が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格又は数量の具体的な計画や見通し、顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容、予定する設備投資の限度等、各構成事業者の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容の情報について、構成事業者との間で収集・提供を行い、又提供を行い、又は構成事業者間の情報交換を促進すること。

原則として違反とならない行為 ・・・

9-3 (技術動向、経営知識等に関する情報の収集・提供)

○ 政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供すること。

9-7 (概括的な需要見通しの作成・公表)

○ 当該産業の全般的な需要の動向について、一般的な情報を収集・提供し、又は客観的な事象に基づく概括的な将来見通しを作成し、公表すること（構成事業者に各自の将来の供給数量に係る具体的な目安を与えるようなことのないものに限る。）。

Federal Trade Commission, In the Matter of RAMBUS Inc (DOCKET NO. 9302) : INITIAL DECISION (February 23, 2004)

- 独占化（シャーマン法2条）： 関連市場における独占力の保有・当該力の故意の獲得あるいは維持（排他的行為による、反競争的効果をもつ）
- 独占化の企図（リ）： 排他的ないし反競争的行為、独占化に特定的に向けられた意図、独占力を獲得する危険なまでの蓋然性
- 不公正な競争方法： 反競争的ないし排他的行為を故意に行なったこと、市場力、競争への実質的な悪影響

<関連市場における独占力の保有> 略

<反競争的行為様式の不在 No pattern of Anticompetitive Acts and Practice> . . . .

- Dell事件について： 同意命令なので先例的価値なし。次の点で区別される； D社は標準化機関に参加し、知的財産を保有しないことを保証（certify）、広い普及後に特許行使しようとした、D社事件での標準化団体の I P R ポリシーは知財不在につき保障させる点などで他のそれと違っていた。  
同事件は標準化機関に参加する者に対してその規則に従う義務を F T C 法5条に基づいて賦課するものではない。
- 標準化機関における規則違反を理由に、F T C 法5条に基づく反トラスト法上の責任をおよそ認めるには、その規則は明白・明解なものでなければならぬところ、本件標準化機関（JEDEC）は知財の開示を単に促していただけであるし、被審人が他のメンバーに対して負っていたとされる義務はあまりに不明確・不明瞭で反トラスト法上の責任の基礎たりえない。
- 信義誠実義務は個々のメンバーに向けられたというより標準化活動を仕切る者に対する義務だった、JEDECは「オープンな標準」の開発を目指していたがこれは特許技術を標準から排除しようという意図のものではなかった（※標準化機関が特許技術を標準から排除すれば、かかる機関は反トラスト法違反に問われる（3 b））、開示義務の根拠となったポリシー（「議長は知財開示義務についての注意を参加者に促すべし」）公表遅く被審人には配布されず手続的正統性も疑わしい上そもそも議長に向けられた標準策定手続を示したもの（背景、JEDECがEIAの下部機関であったことなど）、委員会投票前の自発的開示が促されていたに過ぎない、当時は出願や出願予定特許は開示対象でなかった（混乱の経緯説明）、対象は必須特許のみだった）、開示時期は「可能な限り早く」ではなく委員会投票前だった → 以上に照らす限り、ラムバスがポリシーに反して開示を怠ったとは認められない。
- ラムバスは特許保有やその意図の不在を JEDEC に誤って信じさせることはしていない： ラムバスから示唆があったし、JEDEC メンバーは知得していた。
- クレームを拡大したことについて、特許法により認められた範囲を超える拡大はしていないし、開示義務に反した形で行なわれたわけでもない。

<排他的行為の不在> ※排他的行為とは： 競争者への影響を考慮しなければ不合理となるだろう行為、正当化事由の存否が試金石。

出願非開示や特許行使、競争他社の費用を上昇させるロイヤルティ賦課は不合理な行為でなく正当化事由がある。標準化団体において行なわれた非開示も排除行為に該当しない—開示規則が不明確・不明瞭であること、かかる曖昧な規則により秘密保持を難しくすることは標準化機関への参加を萎縮させるだろうことより。

< [反競争行為により独占力を獲得しようという] 意図の不在> 略

< [違法な行為により独占力を獲得したという] 因果関係の不在> 標準に取り込まれたのは成功にとって不十分（ネットワーク効果不十分）。知財非開示により追加的に市場力を獲得したとも認められない—非開示は競合技術を減らさないし、策定後の乗換は可能（乗換費用は禁止的ではない）。独占力獲得はインテルの採用・技術的優越による。

ミスリードされた事実なし。 <反競争効果の不在> 代替技術があったことが証明されていない（※「代替技術」とは何か）、ラムバスの特許料（SDRAM 0.75%・DRAM 3.5%）は合理的であり差別的でもない（紛争の相手方に高いロイヤルティを課すことは紛争の費用とそれによるリスクを考慮すれば差別的とはいえない）、JEDEC はロックインされていない。